

## PWM日本証券株式会社の取引約款・規定集 新旧対照表

2026 年 4 月

2026 年 5 月 1 日を効力発生日として、取引約款・規定集を改定いたします。

(下線部分が改定箇所となります。)

u003Cp>

| (新)  | (旧)  |
|--|--|
| <b>個人情報等に関するお問合せ・ご相談</b>   |  |
| <p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等の窓口</p> <p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等につきましては、以下にて承ります。</p> <p>&lt;弊社&gt;</p> <p>法務・コンプライアンス部</p> <p>〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号<br/>虎ノ門タワーズオフィス 6 階</p> <p>一般電話からの場合 0 1 2 0-1 9 3-2 6 1</p> <p>携帯電話からの場合 0 3-6 8 0 9-2 4 4 3</p> <p>受付時間：平日 9：00～17：00（除く土日祝日、年末年始）</p> <p>※E メールによる受付：<a href="mailto:privacy-pwm-list@pwm.co.jp">privacy-pwm-list@pwm.co.jp</a></p> | <p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等の窓口</p> <p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等につきましては、以下にて承ります。</p> <p>&lt;弊社&gt;</p> <p>法務・コンプライアンス部</p> <p>〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号<br/>虎ノ門タワーズオフィス 6 階</p> <p>一般電話からの場合 0 1 2 0-1 9 3-2 6 1</p> <p>携帯電話からの場合 0 3-6 8 0 9-2 4 4 3</p> <p>受付時間：平日 9：00～17：00（除く土日祝日、年末年始）</p> <p>※E メールによる受付：<a href="mailto:privacy@pwm.co.jp">privacy@pwm.co.jp</a></p> |
| <b>電子交付サービス取扱約款</b>  |  |
| <p>第 1 条（約款の趣旨）</p> <p>この約款は、PWM日本証券株式会社（以下「当社」といいます。）が第 2 条で定める書面（以下「対象書面」といいます。）について、紙媒体に代えて<u>電子情報処理組織（※）</u>を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法等（以下「電磁的方法」といいます。）により<u>交付</u>（以下これらを総称し「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めたものです。</p> <p>※お客様の使用に係るコンピューター等と当社の使用に係るコンピューター等とを電気通信回線等で接</p>   | <p>第 1 条（約款の趣旨）</p> <p>この約款は、PWM日本証券株式会社（以下「当社」といいます。）が第 2 条で定める書面（以下「対象書面」といいます。）について、紙媒体に代えて電磁的方法で交付（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めたものです。</p>  |

| (新)  | (旧)   |
|--|---|
| <p><u>続した情報処理組織</u></p> <p>第 2 条 (対象書面)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>対象書面のうち、一部の書面のみを紙媒体で請求することはできません。</u></p> <p>第 3 条 (本サービスの利用開始及び適用区分)</p> <p>1 <u>次の各号のいずれかに該当するお客様は、本約款に基づき、対象書面の電子交付が開始されます。ただし、当社所定の「法定書面等の書面交付に関する申出書」を提出された場合は、対象書面を紙媒体により交付します。</u></p> <p>① <u>満 75 歳未満のお客様</u></p> <p>② <u>2026 年 5 月 1 日より前に、当社所定の様式により対象書面の電子交付を申込みされた個人のお客様及び法人のお客様</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するお客様については、対象書面を紙媒体により交付します。ただし、お客様が本約款を承認の上、当社所定の「電子交付に関する承諾書（目論見書を除く）」により本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾した場合は、本サービスが適用されます。</u></p> <p>① <u>2026 年 5 月 1 日以降の新規口座開設時において、満 75 歳以上のお客様</u></p> <p>② <u>前項に基づき、「法定書面等の書面交付に関する申出書」を提出された個人のお客様及び法人のお客様</u></p> <p>3 <u>当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスの開始に関する手続きや方法を追加又は変更することがあります。</u></p> | <p>第 2 条 (対象書面)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>お客様が、本サービスの利用申込みを行う場合、第 1 項の対象書面はすべて電子交付されます。対象書面の一部を紙媒体とすることはできません。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> |

| (新)  | (旧)   |
|--|---|
| <p>第 <u>4</u> 条 (電子交付方法)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p>   | <p>第 3 条 (電子交付方法)</p> <p>(省略)</p> <p>第 4 条 (申込)</p> <p><u>1 お客様は、次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申込みができるものとします。</u></p> <p><u>①当社所定の「電子交付に関する承諾書 (目論見書を除く)」により申込みをし、当社がこれを承諾した場合</u></p> <p><u>②インターネットを利用できること</u></p> <p><u>③お客様が使用するパソコン等において P D F 閲覧ソフトが利用可能であること</u></p> <p><u>④お客様が本取扱約款を承諾すること</u></p> <p><u>2 当社は、お客様に事前に通知することなく、申込方法を追加あるいは変更することがあります。</u></p> |
| <p>第 5 条 (閲覧環境)</p> <p><u>本サービスの利用には、次の各号に該当する環境が必要です。</u></p> <p><u>①インターネットを利用できること</u></p> <p><u>②お客様が使用するパソコン等において、当社が推奨するブラウザまたは P D F 閲覧ソフトが利用可能であること。なお、ご利用いただいているブラウザまたは P D F 閲覧ソフトウェアがバージョンアップ (プログラムの改定) した場合にも、電子交付等は継続しますので、バージョンアップしたものをご利用いただけます。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p>  |
| <p>第 <u>6</u> 条 (本サービスにおける取扱い)</p> <p>(現行どおり)</p>  | <p>第 5 条 (本サービスにおける取扱い)</p> <p>(省略)</p>   |

| (新)  | (旧)   |
|--|---|
| <p>第 <u>7</u> 条 (閲覧可能期間)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 <u>8</u> 条 (お客様による電子交付等の終了)</p> <p><u>1 本サービスの利用を中止し書面交付へ変更する場合は、別途「法定書面等の書面交付に関する申出書」をご提出いただきます。</u></p> <p><u>2 本サービスの提供が終了した日以降は、対象書面について、書面による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、書面による交付への切り替え時期が異なることがあります。なお、電子交付等により記載事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付等を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはいたしません。</u></p> <p>第 <u>9</u> 条 (本サービスの終了)</p> <p>1 本サービスは、次の各号に該当する場合に終了するものとします。</p> <p>①お客様が当社所定の方法により、本サービスの利用中止の申出をされ、<u>当社が当該申出を受理した場合</u></p> <p>②総合取引口座が解約された場合</p> <p>③止むを得ない事由により当社が本サービスの解除を申出た場合</p> <p>④当社が<u>状況を鑑みて、解約すべきと判断した場合</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (電子交付方法の変更)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> | <p>第 6 条 (閲覧可能期間)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第 7 条 (本サービスの終了)</p> <p>1 本サービスは、次の各号に該当する場合に終了するものとします。</p> <p>①お客様が当社所定の方法により、本サービスの利用中止の申出をされた場合</p> <p>②総合取引口座が解約された場合</p> <p>③止むを得ない事由により当社が本サービスの解除を申出た場合</p> <p>④当社が本サービスを終了した場合</p> <p>2 本サービスの利用を中止し郵送交付へ変更する場合は、別途「電子交付停止届」をご提出いただきます。</p> <p>第 8 条 (電子交付方法の変更)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> |

| (新)   | (旧)   |
|---|---|
| <p>第 11 条 (届出事項の変更)</p> <p><u>お客様は、電子交付の利用にかかる届出事項に変更がある場合は、当社所定の手続きにて、当社に直ちに届け出るものとします。また、かかる変更に関連して生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。</u></p> <p>第 12 条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責を負わないものとします。<u>ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。</u></p> <p>①お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告等を行ったことにより生じた損害。</p> <p>②通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。</p> <p>③天変地異、政変、その他当社の責めに帰することができない事由により本サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。</p> <p>第 13 条 (準拠法・合意管轄)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 14 条 (約款の変更)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> | <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 9 条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責を負わないものとします。</p> <p>①お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告又は第 4 条第 1 項に反して当社に申込みを行ったことにより生じた損害。</p> <p>②通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。<u>ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 10 条 (準拠法・合意管轄)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>第 11 条 (約款の変更)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> |

| (新)  | (旧)  |
|--|--|
| <b>アカウントビューサービス利用約款</b>  |  |
| <p>第 2 条 (対象サービス)</p> <p>本サービスは、次の各項に掲げる機能を提供するものです。必ず、各機能の詳細をご確認ください。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 お客様情報の変更機能</p> <p>お客様は、次の各号に掲げのご登録いただいたお客様情報をアカウントビュー上で変更することができます。</p> <p>①～⑱ (現行どおり)</p> <p><u>⑲ 年収の性格</u></p> <p>第 5 条 (禁止事項)</p> <p>1 お客様は次のことを行わないものとします。</p> <p>①ユーザ I D 及びパスワード等を第三者 (担当 I F A を含む。) の利用に供すること (お客様が法定代理人を用いる場合において、その法定代理人等が権限の範囲内で利用する場合を除きます。第 2 号において同じ。)</p> <p>②～④ (現行どおり)</p> | <p>第 2 条 (対象サービス)</p> <p>本サービスは、次の各項に掲げる機能を提供するものです。必ず、各機能の詳細をご確認ください。</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 お客様情報の変更機能</p> <p>お客様は、次の各号に掲げのご登録いただいたお客様情報をアカウントビュー上で変更することができます。</p> <p>①～⑱ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 5 条 (禁止事項)</p> <p>1 お客様は次のことを行わないものとします。</p> <p>①ユーザ I D 及びパスワード等を第三者 (担当 I F A を含む。) の利用に供すること (お客様が代理人を用いる場合において、その代理人等が権限の範囲内で利用する場合を除きます。第 2 号において同じ。)</p> <p>②～④ (省略)</p> |
| <b>総合取引約款 第 8 章 諸則</b>   |  |
| <p>第 58 条 (解約)</p> <p>1 次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。</p> <p>①～⑬ (現行どおり)</p> <p><u>⑭お客様が当社の業務に関して、身体的な攻撃 (暴行、傷害)、脅迫的な言動、威圧的な言動、差別的な言動、侮辱的な言動、人格を否定する言動、性的な言動、拘束的な言動 (不退去、居座り)、法的責任を超えた不当な要求行為、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損する行為又は業務を妨害する行為、その他、当社の業務に従事する者の就業環境を害するおそれのある著しい迷惑行為を</u></p>  | <p>第 58 条 (解約)</p> <p>1 次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。</p> <p>①～⑬ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>   |

| (新)          |         | (旧) |      |
|--------------|---------|-----|------|
| <u>行ったとき</u> |         |     |      |
| <u>⑮</u>     | (現行どおり) | ⑭   | (省略) |
| <u>⑯</u>     | (現行どおり) | ⑮   | (省略) |

以上